

医療費控除に関するご案内

1月～12月までの間にご本人または、ご家族（税法で生計を一つとする親族）が支払った医療費が10万円を超える場合は、確定申告をすれば税金の還付が受けられます。（TMSの契約を行われた方も対象となります）当院では、検査費用・治療費の領収書を発行していますので大切に保管（5年間）し、確定申告の際にご提出してください。また、領収書を紛失された場合は550円で再発行いたします。詳しくはお住まいの地域税務署にお問い合わせください。

※生活保護の医療券、自立支援医療、高額医療費制度はご利用できません。

税務署へ確定申告することで、検査費、診察料、治療費の一部が戻ってきます。

右記の計算式によって算出された医療費控除額に応じて、税金の一部が還付されます。

1年間(1～12月)に
支払った医療費
(給付金、保険金等を除く)

10万円または
所得総額の5%
(いずれか少ない方)

医療費控除額
(上限200万円)

医療費控除ケース①

検査費、診察料、治療費が

270,000円(税込)かかりました。

●あなたの年収が500万円の場合

$(270,000 - 100,000) \times 20\% = 34,000$

ということで、34,000円が還付されることとなります。

医療費控除ケース②

検査費、診察料、治療費が

594,000円(税込)かかりました。

●あなたの年収が700万円の場合

$(594,000 - 100,000) \times 23\% = 113,620$

ということで、113,620円が還付されることとなります。

医療費控除ケース③

検査費、診察料、治療費が

1,350,000円(税込)かかりました。

●あなたの年収が2,000万円の場合

$(1,350,000 - 100,000) \times 40\% = 500,000$

ということで、500,000円が還付されることとなります。

通院費について

通院のための交通費も医療費控除の対象となります。診察券や領収書で通院した日と交通機関でかかった金額を記録すると申告の際に簡単に集計できます。なお、控除の対象は交通機関などを利用した支出のみです。自家用車を利用したガソリンなどは対象外ですのでご注意ください。

医療費控除を確定申告する

医療費控除を受けるためには「医療費控除の明細書」を所得税の確定申告書に添付する必要があります。

スマホやパソコンから簡単に申請することもできますので、詳しくは国税庁のホームページをご確認ください。